

第 3 章

男女共同参画をとりまく動向



男女共同参画をとりまく動向

1 世界の動き

昭和 50（1975）年、国連は、この年を「国際婦人年」と定め、「国際婦人年世界会議」（第 1 回世界女性会議）で「世界行動計画」を採択しました。

また、昭和 51（1976）年から昭和 60（1985）年を「国連婦人の 10 年」とし、昭和 54（1979）年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）を採択しました。

昭和 55（1980）年の「コペンハーゲン会議」（第 2 回世界女性会議）に続き、昭和 60（1985）年の「国連婦人の 10 年ナイロビ会議」（第 3 回世界女性会議）において、西暦 2000 年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択し、「国連婦人の 10 年」を締めくくりました。

平成 7（1995）年北京で開催した「第 4 回世界女性会議」では、男女が対等なパートナーとなるための国際的な指針として「北京宣言」と「行動綱領」を採択しました。「行動綱領」では、平成 12（2000）年までの 5 年間に優先的に取り組むべき貧困・教育・健康など 12 の分野における戦略目標を示しました。

そして、平成 12（2000）年にニューヨークで開催した「女性 2000 年会議」において、「行動綱領」の達成状況の検討・評価が行われるとともに、その完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」いわゆる「成果文書」を採択しました。

更に、北京会議から 15 年がたった平成 22（2010）年、ニューヨークの国連本部において 141 か国の代表団及び 464 の NGO 等が出席し、第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）が、「北京宣言及び行動綱領」と第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況の評価を主要テーマに開催されました。

平成 23（2011）年には、国連のジェンダー関連の 4 つの機関が統合され、「UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）」が発足しました。

2 国及び埼玉県の動き

昭和 50（1975）年、政府は総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、昭和 52（1977）年には、今後 10 年間の女性行政関連施策の方向を示した「国内行動計画」を策定しました。

昭和 60（1985）年、「女子差別撤廃条約」を批准し、昭和 62（1987）年には、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定し、平成 3（1991）年には、第一次改定が行われました。

平成 8（1996）年には、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな計画である「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。

更に、平成 11（1999）年 6 月「男女共同参画社会基本法」を制定するとともに、翌 12（2000）年 12 月には同法に基づき「男女共同参画基本計画」を策定し、今後実施する施策の基本的方向や具体的施策を示しました。

その後、平成 17（2005）年には「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が、平成 22（2010）年には、「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

国内の推進体制としては、平成 13（2001）年、内閣府に国務大臣や学識経験者で構成する「男女共同参画会議」が設置されるとともに、男女共同参画室が男女共同参画局に改編され強化されました。

法律面においても、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、その後の改正や、平成 21（2009）年の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正等により整備が図られてきました。

更に、平成 27（2015）年には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立しました。

その後、「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍と、男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立が、新たな項目として追加されました。

埼玉県では、平成 7(1995)年に「2001 彩の国男女共同参画プログラム」(平成 7(1995)年度から平成 13(2001)年度まで)を策定し、男女共同参画社会の形成に努めてきました。

平成 12(2000)年 3 月には、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成 14(2002)年度から平成 22(2010)年度までを計画期間とする「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定し、施策の推進を図ってきました。この計画の中間年にあたる平成 19(2007)年には、計画期間の最終年度を平成 23(2011)年度にするなど、計画の見直しを行い、「埼玉県男女共同参画推進プラン」としました。

平成 24(2012)年には、計画期間を平成 24(2012)年度から平成 28(2016)年度とする「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定するとともに、ウーマノミクス課を設置し、埼玉版ウーマノミクスプロジェクトを推進しています。